

○山井委員 三十分間、質問時間をいただきまして、ありがとうございます。

きょうの議論でも出ていると思うんですが、まず最初に本当に申し上げたいのは、去年の結愛ちゃんの虐待死の事件を受けて、私たち野党が中心になって香川県や品川区の現地に行き、そして児童虐待防止法の改正法案という議員立法を早急につくって、去年六月から審議をしてほしいということをお願いしておりました。繰り返し、現地調査、集中審議、この法案の審議を求めておりましたけれども、きょうは五月ということで、残念ながら、十一カ月間、審議をしてもらえませんでした。その間、残念ながら痛ましい事件が更に起こってしまったわけであります。

どういう事情で審議をされなかったのか、私たちにはわかりませんが、やはりこういう人道上の法案を十一カ月も放置された、そして対策が十分に進んでいないのではないかと思います、そのことについては強く抗議せざるを得ません。

ついでに、十一カ月間審議を拒否されたわけですから、その分も含めて充実した審議をするとともに、今後も、私たち野党案の審議も並行でしているわけですから、岡本理事とも話して、今、野党案の丸のみを与党にはお願いしているということですが、十一カ月放置されたのは仕方がないですけれども、その分も含めて、ぜひ丸のみに近い形で、いい法案の形で成立をさせることができればと切に願っております。繰り返し言いますが、与野党で対立する話ではないと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それで、私も議員になって二十年ですけれども、化学の研究を大学院まで行ってやっていたけれども、なぜ政治家を志したかという最大の理由は、母子寮、母子生活支援施設で、まさにDV被害、児童虐待の被害に遭っている子供たちの遊び相手を六年間、私は大学時代にさせていただきまして、その中で、人間不信、対人恐怖症、不登校、さまざまな苦しみを子供たちが背負っておられました。遊び相手ぐらいしかしていませんけれども、毎週水曜日、二回、その施設に通っておりました。

その中で、本当にお母さんが幾ら頑張ってもなかなか立ち直れない、そして子供たちは本当に恐ろしい被害を受けておられる。そういう子供たちを幸せにするために少しでもお役に立てたらということで、私も、化学の道からこういう福祉や政治の世界に入ったわけです。そういうことを含めて、今回の法改正で、とにかく児童虐待を防止せねばと思っております。

今回の千葉県の子愛ちゃんの事件も、きのう、初公判がなごさ被告について行われました。

そこで、まず一問目の質問をしたいんですが、今回の法改正で体罰防止規定が入ったわけですね。体罰禁止規定が入ったけれども、ただ、根本大臣、これは体罰を見たらすぐに通報ということではないと思うんですよね。

私の配付資料にありますように、「いちはやく」、一八九ということで、この七ページ、「未来へと命を繋ぐ189 (いちはやく)」そして、児童虐待には通告義務というのがありまして、児童福祉法第二十五条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められているということなんです。

私は、今回の子愛ちゃんの痛ましい痛ましい事件を通じて、近所の方、親戚の方を含め、DVが行われていること、また児童虐待が行われていることというのはやはり薄々感じられていたのではないかと思いますし、児童虐待というよりも体罰ですね、身体的虐待、この「いちはやく」という資料にもありますけれども、身体的虐待には、殴る、蹴る、たたくと。

そういう意味では、根本大臣にお伺いしたいんですが、今回、体罰の禁止規定が入った、体罰には通報義務まではない、でも、児童虐待には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、全ての国民に児童相談所に通告する義務がかけられているということです。

ついでに、体罰は禁止規定だけで通報義務はないんですけれども、虐待と言えるようなひどい体罰を見たら一八九に電話すべきと、厚生労働省としてポスターを作成するなどして広報し、今回、体罰の禁止規定が法改正で入ったことを機に、国民に周知すべきだと考えます。そのことが今回の子愛ちゃんの事件の再発を防ぐことにもなるのではないかと思います、大臣、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 児童相談所全国共通ダイヤル「いちはやく」には、虐待を受けたと思われる子供を見つけたときには、どのような虐待であっても、ためらわず通告できることが重要だと思います。体罰によって児童虐待をされている、要は、そういうことを含めて、どのような虐待であっても、ためらわず通告できることが重要だと考えます。

これまでも、その周知を図るために、ポスターやリーフレットを全国の自治体、関係機関、関係団体に配布しているほか、インターネットやSNS、政府広報ラジオ、新聞広告の活用など、さまざまな手法を用いて幅広く広報を行っております。

また、発信者の利便性の向上として、電話をかけてから児童相談所につながる時間を短縮するためのガイダンスの時間の大幅な短縮や、コールセンター方式の導入を行ったほか、平成三十年度補正予算に無料化に必要な費用を計上しております。

児童虐待に気づいた人が速やかに通告し、相談につながるができるよう、「いちはやく」のさらなる周知に努めてまいりたいと考えています。

○山井委員 今までからもやっておられるということなんですけれども、私があえて言っているのは、今回新たに体罰禁止規定も入りましたから、そのことを私たちは知っていますが、一般の国民の方々にはそう簡単に周知ができないと思うので、体罰禁止規定が入った、については、ひどい体罰というのは児童虐待なわけですから、「いちはやく」に電話してくださいよ、体罰の禁止規定が入ったことを周知しながら、体罰も、ひどい体罰はしつけを超えて児童虐待ですよ、一八九に連絡してくださいよという新たなポスターなどをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 委員おっしゃるように、周知広報の必要性、私は指摘のとおりだと思います。いろいろな形があるわけでありましたが、どのような方法が効果的かよく考えて、拡充して対応していきたいと思っています。

○山井委員 ぜひ、新たなポスターもつくるということをお願いしていただけないですか。インターネットとかいろいろあると思いますよ。それはインターネットは簡単だと思いますよ、ホームページにぱっと書けばいいんだから。ただ、やはりポスターもかなり有効だと思うんですね、一般の方々からすると。

今までからポスターはやっているらしいですけれども、ぜひ、体罰禁止のことも含めた新しいポスターをつくらせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 ポスターをつくるかどうか、まだこの段階では明言はできませんが、いずれにしても、どのような広報がより効果的な手法かということはいろいろ考えていきたいと思っています。

○山井委員 これは法改正が一步前進だとは思いますが、そのことを国民に知らせないと実効性がないわけでありまして。

それに関連して、今回も、DVのことも児童虐待と密接に関係しているということが心愛ちゃんの事件でも明らかになりました。

平成十四年の改正で、面前DVが児童虐待に含まれるということになりました。配付資料の五ページ、「心理的虐待が半数超」。それで、赤線で引いてあります、「04年の児童虐待防止法改正で、面前DVをはじめ、暴力を見せたり聞かせたりして、子どもに苦痛を与えることが心理的虐待に当たると明記された。」こう書いてあるんですね。

手前みそになりますが、私も、この二〇〇四年の児童虐待防止法改正のときの与野党議員の議論の中に入ってございまして、強くこれを主張させていただきました。

といいますのが、私が六年間ボランティアをさせてもらっていた母子生活支援施設では、本当に子供たちが傷ついて、人間不信になり、特に、残念ながら、男性の大人への恐怖症。私は、何でかなということ遊び相手しながら考えてみたら、自分が殴られたりしていなくても、酒を飲んだりして毎晩のようにお父さんがお母さんを殴ったりいじめたりしているところを小さいときから目の前で見せられたら、それはDVじゃなくて児童虐待なんですね。それで、そのやはりトラウマ、後遺症で精神的に傷ついてしまう、不登校になる、あるいは攻撃的な性格になるとか、子供に対する甚大な後遺症、被害が残るわけです。そういうこともあって、私も強く主張して、この面前DVが児童虐待に入ったわけです。

については、先ほどの質問とも関連するんですけども、ポスターやリーフレットなどで広報してもらう際に、今回もそうですよ、虐待の現場そのものを見ていなくても、子供のいる空間でDVが行われているということがわかったら、それはDVじゃなくて、自動的に児童虐待なんです。そのこともきちんとポスターやリーフレット、広報に入れて、子供の前行われるDVは児童虐待なんです、だから一八九に連絡してくださいと。

今までのイメージでは、やはり子供がばあんとたたかれて泣いていたら一八九に連絡しようというイメージだったかと思うんですけども、それだけじゃなくて、子供の前で奥さんが、結局、多くの場合、奥さんですけども、妻がDVを受けている、それも「いちはやく」に連絡するように、そういうふうな広報もぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○根本国務大臣 今委員がおっしゃられたとおり、児童虐待防止法において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告をしなければならないとされております。

そして、委員が今お話しいただきましたが、同法において、児童が同居する家庭における配偶者への暴力、いわゆる面前DV、これは、委員が今もう既におっしゃられたとおり、心理的虐待に当たるとされておりますので、通告いただくべきものと考えております。

「いちはやく」は、児童虐待に対応する相談、通告窓口として、面前DV等の心理的虐待も含めて、虐待を受けたと思われる子供を見つけたときなどに、ためらわず通告し、相談できる環境を整えることが必要であります。

まずは、その周知を図るために、ポスター、リーフレットを全国の自治体、関係機関、関係団体に配布しているほか、インターネットやSNS、政府広報ラジオ、新聞広告の活用など、さまざまな手法を用いて幅広く広報を行っております。これからもしっかりと周知広報に努めていきたいと思っております。

○山井委員 面前DVも児童虐待であって、すぐに「いちはやく」に連絡をという答弁をいただきました。

もちろん、今回の心愛ちゃんのケースのように、児童相談所に連絡したものの、児童相談所の対応がいま一つ十分でなかったというケースもあろうかと思いますが、とにかく、未然の防止のためには、近所の人、親戚の人を含めて、気づいた人がどんどん通報するということが子供の命を救うことになるのではないかと思います。

それで、一つ問題は、昨年この議論でも「いちはやく」を無料化するということを決めただんですけども、それで予算措置もされているということですが、私もさっき電話してみたら、やはり最初に、この電話は二十秒で十円かかりますと、電話したらまず出てくるのがそれなんですよね。まずお金のことなんです。皆さんも電話してみられたら。「いちはやく」に電話したら、最初の自動音声で、この通話は二十秒間で十円かかりますと。まずお金の話かということになる。

これはもう当たり前の話、無料と決まっているのに、まだ無料になっていないんです。それで、いつから無料になるんだと厚労省に聞いたら、これは今言っているんじゃないですよ、去年の国会で問題になって、無料にしようと思ったから、私はてっきり無料になっていると思ったら、きょう電話しても、二十秒間十円、十分三百円、三十分九百円と。そういう話じゃないと思うんですね、これは。「いちはやく」、虐待している、人の命を救ってくださいと言っているのに、お金の話かと。言っちゃなんですけれども、別に通報したからお金をくれとは言いませんよ、全然。でも、通報したらお金がかかりますよ、「いちはやく」と言いながら金を取りますよというのは、何か矛盾していると思うんです。

だから、そういう意味では、いつから無料になるかまだわからないとかおっしゃっているんですけども、やはりこれだけ切実な問題だから、ぜひ一週間後とか一カ月後とか、ちょっと明確な答弁をいただきたいと思っております。

○根本国務大臣 児童相談所全国共通ダイヤル一八九「いちはやく」は、広く周知するとともに、平成三十年度補正予算に無料化に必要な費用を計上し、利便性の向上に努めていきたいと思っております。

今年度から、「いちはやく」の無料化を実現するために必要なシステム改修等を実施することとしております。今年度中に、システム改修が終了次第、できる限り速やかに「いちはやく」の無料化を実施する予定です。(発言する者あり)

○山井委員 これはもう一年前のこの審議から言っていることなんです、今も岡本さんがおっしゃったように、これは人の命がかかっているんですから。そんなもの、今年度中って、来年三月じゃないですか。いいかげんにし

ろという話ですよ。一カ月以内とか二週間以内とか、明確な答弁を。

これは、繰り返し言いますよ、電話して最初のアナウンスが、二十秒十円かかります、そういう次元の話じゃないと思うんです、本当に。必死になって、子供の命をかけて、連絡する人も連絡しているわけですからね。

大臣、やはり明確に、できるだけ早くじゃなくて、一カ月以内とか二週間以内とか、ちょっとめどをお答えください。

○根本国務大臣 必要なシステム改修を今実施するというにしておりますので、要は、システム改修が終了次第、できる限り速やかに「いちはやく」の無料化を実施する予定です。

○山井委員 だから、そのシステム改修をいつまでに終わらせるのかというのを聞いているんですよ。

○根本国務大臣 これはシステム改修の問題ですから、できる限り急がせてやりたいと思います。

○山井委員 本当にやる気があるんですか、これは一年前から議論していて。何を言っているんですか。きょう初めて質問しているんじゃないんですよ。去年からずっとこの議論をして。本当にきょうはびっくりしましたよ、電話したらいきなり金の話が出てきて。てっきり無料化だと思っていたら。おまけに、今質問しても、いつかわからないと。

今、後ろから耳打ちがありましたけれども、せめて、ある程度具体的な期日を答えてください。そうしないと、これは法案審議の意味がないじゃないですか。法案審議をやって、急いでください、来年三月までにはやります、そんなもの、やる気ある答弁と言えないでしょう。

○根本国務大臣 今年度中にシステム改修となっておりますが、今、システム改修を急がせるべく、精力的にやっております。

○山井委員 当然、採決までには答えてくださいよ、こんなことぐらい。一年前から言っているんですからね。

一年間審議拒否して審議もせず、やっと審議したと思ったら、一年前の宿題をいつまでにやるか、めども立たない。何のための国会審議なんですか。何のための大臣なんですか。検討中で来年三月までにやりますだったら、審議する意味がないじゃないですか。

ちょっと今、何かまたレクが入ったので、ぜひ半歩でも前向きな答弁をしてください、具体的に。

○根本国務大臣 今、業者を急がせております。年度内というより年内にやれるように、今、業者を急がせております。

○山井委員 ちょっと耳を疑いますよ。そういう話じゃないでしょう。年内って、半年以上先じゃないですか。それはあんまりですよ。もうちょっと前向きな答弁をしてくださいよ、そんなもの。

○根本国務大臣 これは「いちはやく」ですから、当たり前だけれども……（発言する者あり）いやいや、冗談を言っているわけじゃない、ちゃんと言っております。こんなのはできるだけ早くやらせるのが当たり前ですから、もっと早くするように、今……（発言する者あり）いや、これはシステム改修の問題ですから、だから、しっかりやれ、早くしろ、こう指示をしております。

○山井委員 これは審議が続くと思いますので、次回の答弁のときには、ぜひ一カ月以内とか、いやあ、これは言いたくはないけれども、繰り返して言いますけれども、私、当然無料になっていると思ったんですよ、無料にすると聞いたから。びっくりしましたよ、本当にきょう。一事が万事なんです。

それで、もう一つ、去年六月に、岡本理事また西村理事、そして阿部知子さんを始めとして、必死になって、高橋千鶴子さんにも頑張ってもらっていて、私たち野党で法案をつくったんですよ。ところが、六月末に提出した後、十一カ月、ほったらかしになりました。

何が違うかという、このグラフ、つまり、一つの違い、幾つも野党案の方がすぐれているところがあるんだけど、一つは児童福祉司をふやすスピードが速いんですよ。私たちの法案では、三万人に一人と書きました。その三万人に一人と書いたことによって、政府もそれを取り入れて、私たちは来年度までに三万人に一人にしろと言ったのに、四年後までということで、ゆっくりになってしまったわけですよ。

そこで、とにかく、せめてこれぐらいのことはやっていただきたいんですが、何が与党案と野党案で違うかという、各児童相談所に一人加算するというのになってきているんです。その結果、ここを見ていただきたいのが、二〇二二年の目標が、五千二百六十人と五千四百七十人、二百十人違う。これの大きな理由は、各児童相談所に一

人底上げするという、そこなんですよね。

これは法案の修正協議にもかかわると思いますが、ぜひ根本大臣、十一カ月も法案審議がおくれたこともありますから、野党が言っているように、全ての各児童相談所に一人上乘せする、そのことをやるという御答弁をいただけませんか。

○根本国務大臣 昨年十二月に児童虐待防止対策体制総合強化プラン、これはいわゆる新プランと言っていますが、これを決定しました。二〇一九年度からの四年間で、現在三千人の児童福祉司を二〇二二年度には五千人体制とする、児童心理司も二〇二二年度に八百人程度増員する、保健師を各児童相談所に配置するなど、児童相談所の体制の抜本的拡充を図ることといたしました。

さらに、本年二月八日に関係閣僚会議で決定した対策においては、特に初年度の二〇一九年度、児童福祉司を千七十人程度増員するなどの体制の抜本的強化に前倒しで取り組むこととしております。まずは、地方公共団体における人材確保が着実に進むように、国としても支援していきたいと思っております。

なお、来年度の増員計画については、今後、進捗状況などを踏まえながら、概算要求に向けて検討していきたいと考えています。

○山井委員 また先送りですか。だから、この審議を去年やろうと言ったんですよ。去年やっていたら、ことしの予算に反映されていたんですよ。でも、十一カ月も放置されたから。そうしたら、また来年といたら、もう一年おくれるじゃないですか。

これは修正協議の法案にも私たち入れていますから、譲れません。ぜひやってください。報道によると、与党も修正協議に前向きという報道ですからね。これぐらいの修正はやってくださいよ、十一カ月も私たち待たされたんですから。こんなこともやらないんだったら、口だけですか、修正協議をやるというのは。そこはぜひ、与党と厚生労働省でしっかりと議論してください。十一カ月も待たされて、結局全然野党の言うことも聞かないということにはならないと思います。ぜひここは修正協議でもお願いしたいと思います。

もう一点、この下の方、つまり、この下にありますように、昨年この法案の審議をやっていたら、そして野党案が成立したら、今年度は四千七百四十九人になっていたんですね。ところが、政府のプランでは四千三百人。ここでもう四百四十九人も野党の法案と現状とが食い違ってきてしまっているんですよ。こういうこともあるんです。

ですから、今、根本大臣が来年度予算とおっしゃいましたけれども、野党案では、来年度予算は四千九百五十九人と、ここにあるようになっていきます。政府のプランではここまでいきませんが、ぜひ、十一カ月も待たせたわけですから、来年度は四千九百五十九人、私たちの野党案のような大幅な増加をしていただきたい。

そして、そのことを、ぜひこの法案審議のこの場で明言いただきたいんです。そうしないと、結局、幾ら法案にしたって、来年度予算で検討します、検討しますだったら、審議する意味がないんですよ。だからこそ、私たちは、三万人に一人、各児童相談所一人上乘せということを法案に明記して、与野党を超えて、仲よく協力して大幅な児童福祉司の増員を決めようと言っていたわけですよ。

ですから、ぜひとも根本大臣、来年度、野党案にあるように、四千九百五十九人ぐらいになるんですね、この児童福祉司の増員をするということを答弁ください。

○根本国務大臣 繰り返しになりますが、新プラン初年度の二〇一九年度は、児童福祉司を千七十人程度増員するなどの体制の抜本強化に前倒しで取り組むこととしております。児童福祉司の専門性向上を図りながら、まずは地方公共団体における人材確保が着実に進むよう、国としても支援してまいりたいと思っております。

なお、来年度の増員計画については、今後、進捗状況のほか、児童虐待対応件数の状況なども踏まえながら、概算要求に向けて検討していきたいと思っております。

○山井委員 本当に何か議論が一周おくれですね。去年もこの場で私はこの議論をさせていただきました。ぜひとも、これは修正協議にも入っている項目ですから、この法案審議中に野党案のようにするということを明言していただきたい。

そうでもない、全く、法案審議をしても、結局は政府としては野党の言うことを取り入れないんだったら意味がないわけで、今回は柔軟に修正に応じると言っているわけですから、私たちも、別にこれを政争の具にする気はありませんので、ぜひとも、よりいいものを、与野党を通じて協議をしていただければと思います。

それに関連して、野党の法案では、一人当たりの虐待相談件数を四十件以下というふうに明記しております。

結愛ちゃんが昔暮らされていた香川県のその地域の児童相談所にも私たちは行きました。そのときにも聞いたんですけども、やはり児童相談所の現場は、児童福祉司がたくさん件数を持っていて本当に疲労こんぱいしている、一人一人丁寧に対応したいけれども本当に手が回らないんだ、現場の人も本当に苦労しているということを強く言われまして、私たちはそれを法改正に去年したわけです。

ここにありますように、これは都道府県の件数ですけども、やはり全国平均四十・五件で、もっと多くの担当件数の県もあるわけです。私たちの法案に書いているのは一児童相談所当たりの件数なんですけれども。今回の法改正で、私たちは、最大一人当たり四十件だ、これは当然だと思います。

今回の児童虐待の痛ましい事件の再発を防止するためにも、私たち野党が言っているように、こういう上限を決めるべきだ、そしてそれに対してきっちりと児童福祉司の数をふやすべきだと思います。このことについて、根本大臣の見解をお伺いします。

○根本国務大臣 児童相談所の児童福祉司一人当たりの業務量を減らして、よりきめ細かなケースワークを行うことができるようにすることは重要だと思います。

先ほど申し上げましたように、新プランを昨年十二月に決定して、新プランにおいては、児童福祉司一人当たりの標準的な業務量について、児童相談及びそれ以外の相談を合わせてこれまで五十ケース相当だった配置標準を、四十ケース相当となるように見直しを行うことにしております。

委員の御提案の一人当たりケース数に上限を設けることについては、各児童相談所が担当するケース数が常に一定ではなくてその時々に変動するものでありますので、仮に一時的に当該児童相談所の担当ケース数が増大した場合には、追加での人員配置が急に必要となる、あるいは誰も担当できないケースが生じるという課題が生じる可能性があって、これは柔軟な運用ができなくなるのではないかと考えています。このため、一律に一人当たりケース数に上限を設けることは適当ではないと考えております。

○山井委員 時間が来ましたのでこれで終わりますが、この三十分の短い時間でしたけれども、聞いていたら、余りやる気を感じられないです、これは本当に。

今の四十件、何か、その児童相談所の事情もあるから一律に上限を設けられないと。そんな悠長なことを言っている場合じゃないでしょう。本当に現場は、児童福祉司の方々も大変な苦労をされているんです。それを、与野党を超えて、国会を挙げて、厚労省と力を合わせてやろうとしているときに、いろいろな提案をしても全部、できません、できません、時間がかかりますと。そんなことだったら、これは法改正をしたって魂が入りません。

ぜひとも、この法案審議では、実効性のある前向きな結論を与野党を通じて出したいと思いますので、その結論をしっかりと出す法案審議にする。それを出さないんだったら、これはそう簡単に採決できなくなりますから。そういう意味では、しっかりと前向きな答弁をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。